

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

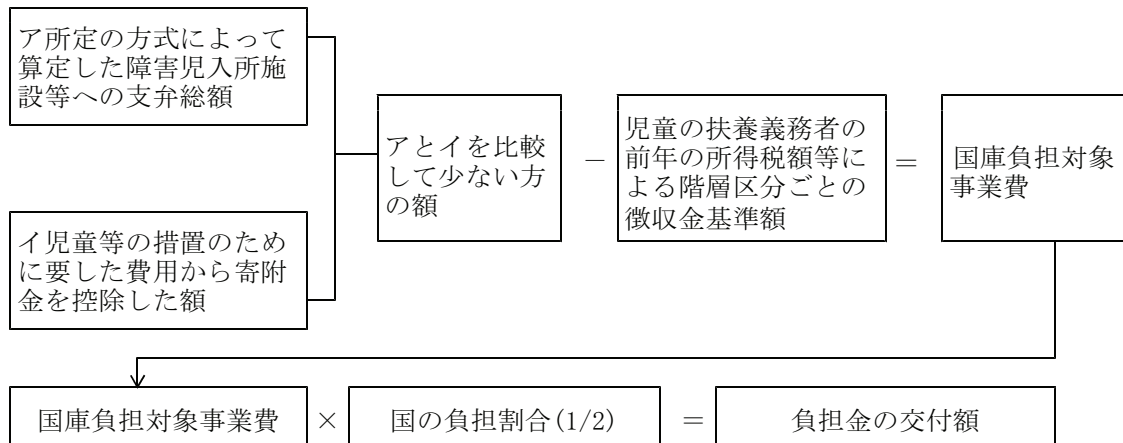
2件 不当金額(支出) 3014万円
(前年度 1件 144万円)

1 負担金の概要

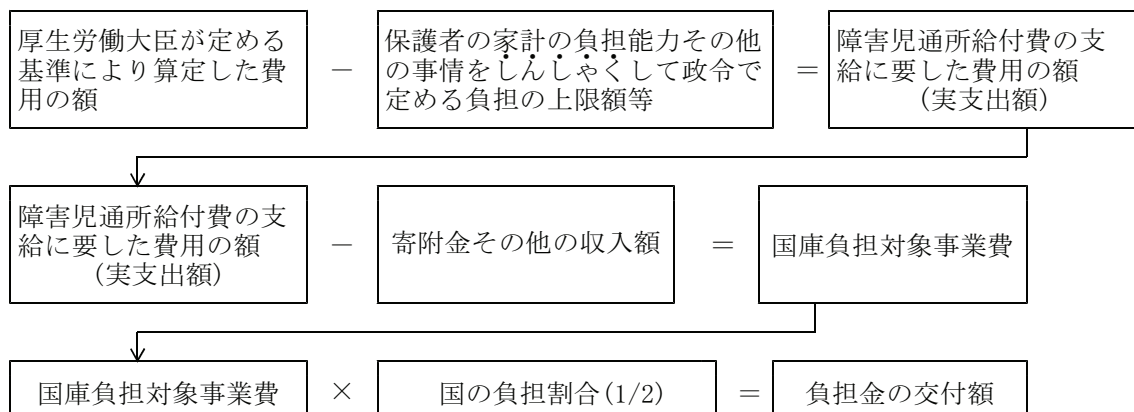
障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法(以下「法」)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、①都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は②障害児通所支援事業者(以下「事業者」)等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 障害児入所措置費に係る分



② 障害児通所給付費に係る分



そして、法等によれば、負担金の対象となるのは、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要した費用の額(以下「実支出額」)等であるとされている。また、市町村は、事業者が偽りその他不正の行為により障害児通所給付費の支給を受けたときは、当該事業者に対して、その支給額を返還させることとされている。

そして、事業者が不正に支給を受けていた障害児通所給付費の返還に係る額については「寄附金その他の収入額」に含めることとなっているため、市町村は、当該返還に係る額を実支出額から控除して、国庫負担対象事業費を算定する必要がある。

2 検査の結果

事業主体である愛知県及び和歌山市において、負担金の算定に当たり、徴収金基準額の算定を誤ったり、事業者が不正に支給を受けていた障害児通所給付費の返還に係る額を実支出額から控除していなかったりしたため、負担金計3014万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
愛知県	愛知県	平成28～ 令和元	48億2979万 円	24億1489万 円	1040万 円	520万 円	徴収金基準額の算定 を誤っていたもの
和歌山県	和歌山市	平成29	11億2264万	5億6132万	4989万	2494万	寄附金その他の収入 額を控除していなか ったもの
計	2事業主体		59億5244万	29億7622万	6029万	3014万	